

滋賀県立大津高等学校いじめ防止対策に関する年間計画

・いじめ対策委員会を設置し、いじめの防止、事案が発生した時の対策を検討し実施します。委員会は、必要に応じて定例の会議以外に適宜開催します。 ・いじめの防止等の取組の実施に当たっては、本委員会が中心となり、生徒指導委員会、カウンセリング委員会、人権教育推進委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。	
4 月	・新入生アンケート（いじめに関する事項含む） ・生徒面談（HR 担任により全生徒に実施、いじめ事案の把握を含む） ・第 1 回人権教育推進委員会 ・生徒指導講演会（生徒・教職員） 情報セキュリティ講座 篠原嘉一先生
5 月	・人権 LHR（自分理解、友達理解） ・カウンセリング委員会 ・第 1 回いじめ対策委員会
6 月	・学校開放（保護者対象） ・カウンセリング委員会
7 月	・ネットマナーの研修会（全学年） ・各種ボランティア活動への参加
8 月	・各種ボランティア活動への参加
9 月	・人権映画鑑賞 ・第 2 回人権教育推進委員会 ・カウンセリング委員会
10 月	・教育相談研修会 ・第 2 回いじめ対策委員会 ・カウンセリング委員会
11 月	・教職員人権研修 ・人権 LHR ・カウンセリング委員会 ・いじめに関するアンケート（全学年）
12 月	・カウンセリング委員会 ・いじめに関するアンケートからの教員研修会
1 月	・カウンセリング委員会
2 月	・卒業アンケート（いじめに関する事項を含む） ・いじめに関するアンケート（1・2 年生） ・カウンセリング委員会
3 月	・第 3 回いじめ対策委員会(反省と次年度いじめ防止年間計画作成) ・第 3 回人権教育推進委員会